

■議案第58号 四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成27年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「公益財団法人 四万十公社」を選定しましたので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町四万十緑林公園

施設の所在地 四万十町香月が丘地内

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 公益財団法人 四万十公社

団体の所在地 高岡郡四万十町香月が丘8番102号

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町四万十緑林公園は、町民のゆとりと活力に満ちた生活の向上に寄与することを目的に設置した施設であり、平成24年4月1日より平成27年3月31日まで、「公益財団法人 四万十公社」を指定管理者として指定し、「四万十町窪川四万十会館」と共に指定管理業務に当たってきました。

指定期間中は、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。